**公示送達**

左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百十条第三項の規定による西篠崎土地区画整理事業に係る平成二十九年八月十六日付督促状は、送付を受けるべき者が受領を拒んだため、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名並びに督促金額及び指定期限

住所　東京都江戸川区西篠崎一丁目一二番一六号

氏名　堀江　義秋

督促金額

内訳　清算金元金　金七八二、八七六円

督促手数料　金六二円

指定期限　平成二十九年九月二十二日

延滞金　指定期限の翌日から滞納日数に応じ、清算金元金に年（三百六十五日当たり）一〇．七五パーセントの割合を乗じて得た額

二　通知の内容

西篠崎土地区画整理事業の清算金納付の督促状

教示

一　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第二項に規定されています。）

二　この通知に係る処分については、右記一の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内（右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内）に、組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　ただし、右記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して一年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、清算金納付の督促状については、西篠崎町会掲示板及び江戸川区役所の掲示板に掲示しております。

平成二十九年九月一日

東京都江戸川区西篠崎一丁目一一番二〇号

西篠崎土地区画整理組合

代表清算人　加藤　尚

**任意清算公告**

当法人は、平成二十九年八月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月一日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目八番一〇号吉祥寺ビル四階

税理士法人竹崎会計事務所

社員　竹内　進

**北九州響灘洋上ウィンドファーム（仮称）に係る計画段階環境配慮書の公告**

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の三の規定に基づき、計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）を作成しましたので、通商産業省令（平成十年省令第五十四号）第十三条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称　ひびきウインドエナジー株式会社

代表者　代表取締役　穐山　泰治

所在地　北九州市若松区浜町一丁目一八番一号

二、第一種事業の名称

北九州響灘洋上ウィンドファーム（仮称）

三、第一種事業により設置されることとなる発電所の種類及び出力

種類　風力（洋上）

規模　発電所出力　最大出力二十二万キロワット程度

四、第一種事業実施想定区域

福岡県北九州市若松区響灘における「再生可能エネルギー源を利活用する区域」を含む海域

五、配慮書の縦覧等の方法及び期間

縦覧場所

北九州市役所　港湾空港局エネルギー産業拠点化推進課（北九州市小倉北区城内一番一号）

北九州市若松区役所　総務企画課（北九州市若松区浜町一丁目一番一号）

北九州市若松区役所　島郷出張所（北九州市若松区鴨生田二丁目一番一号）

北九州市エコタウンセンター（北九州市若松区向洋町一〇番地二〇）

九電みらいエナジー株式会社（福岡市中央区渡辺通二丁目四番八号　小学館ビル三階）

縦覧期間

平成二十九年九月一日（金）から平成二十九年十月二日（月）まで

（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。但し、エコタウンセンターにおいては土曜日も開館。）

縦覧時間

午前八時三十分（エコタウンセンター及び九電みらいエナジーは午前九時）から午後五時十五分（島郷出張所、エコタウンセンター及び九電みらいエナジーは午後五時）まで

配慮書及び要約書の電子版は、当社ホームページにおいて平成二十九年九月一日（金）から十月二日（月）までご覧いただけます。

六、意見書の提出

配慮書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限

平成二十九年十月二日（月）必着

提出方法

左記まで郵送してください。

〒八一〇－〇〇〇四

福岡市中央区渡辺通二丁目四番八号　小学館ビル三階　九電みらいエナジー株式会社内

ひびきウインドエナジー株式会社　宛

意見書の提出に必要な事項

①意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②意見書の提出の対象である配慮書の名称

③配慮書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

平成二十九年九月一日

北九州市若松区浜町一丁目一八番一号

ひびきウインドエナジー株式会社

代表取締役　穐山　泰治

**第４期決算公告**　平成29年８月31日

東京都港区高輪二丁目17番13号

**株式会社ＳｕＭｉＫａ**

代表取締役　玉木　克弥

**貸借対照表の要旨**（平成29年５月31日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 18 |
| | 固定資産 | 16 |
| | 合計 | 34 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 26 |
| | 固定負債 | 712 |
| | 株主資本 | △703 |
| | 資本金 | 166 |
| | 資本剰余金 | 166 |
| | （資本準備金） | (166) |
| | 利益剰余金 | △1,037 |
| | （その他利益剰余金） | (△1,037) |
| | 合計 | 34 |

(注)　当期純損失は281百万円です。

**第１期決算公告**

平成29年６月13日

東京都千代田区麹町三丁目６番地５

**伊藤忠リート・マネジメント株式会社**

代表取締役社長　東海林淳一

**貸借対照表の要旨**

（平成29年３月31日現在）（単位：百万円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 288 |
| | 固定資産 | 9 |
| | 資産合計 | 298 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 2 |
| | 株主資本 | 295 |
| | 資本金 | 150 |
| | 資本剰余金 | 150 |
| | 資本準備金 | 150 |
| | 利益剰余金 | △4 |
| | その他利益剰余金 | △4 |
| | （うち当期純損失） | (4) |
| | 負債・純資産合計 | 298 |

**第12期決算公告**　平成29年８月31日

東京都港区高輪三丁目19番26号

**タマファイナンス株式会社**

代表取締役　服部　幹利

**貸借対照表の要旨**（平成29年５月31日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 5,639 |
| | 固定資産 | 13 |
| | 合計 | 5,653 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 5,380 |
| | 固定負債 | 1 |
| | 株主資本 | 272 |
| | 資本金 | 50 |
| | 資本剰余金 | 40 |
| | （資本準備金） | (40) |
| | 利益剰余金 | 182 |
| | （その他利益剰余金） | (182) |
| | 合計 | 5,653 |

(注)　当期純利益は18百万円です。